

藤枝市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、藤枝市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、藤枝市の 1 日当たりの相談員数は 2 人であると同様です。常時 2 人の専任相談員を配置していることは、藤枝市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるように、ご尽力いただきたく存じます。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、藤枝市では講演会を 1 回開催したのみで、その他の消費生活講座を行っていないと同様です。人口規模レベルの類似した焼津市と比較しますと、焼津市では 79 回行っております。講座の開催数を増やすことで、多くの消費者の消費者問題に対する関心を高めることができると考えられるため、講座の開催をご検討いただきたく存じます。

#### 3. 啓発事業の推進を要望いたします。

藤枝市での消費者啓発資料の配布が少ないと思われます。特に、広報誌への消費者啓発記事の掲載を藤枝市は行っていないと同様です。啓発をすることで、多くの市民に消費生活センターを認知してもらうことができます。また、市民のセンターの認知度が上がることで、消費生活相談件数の増加も見込まれると考えます。それにより、センターの重要性が増し、後の予算額にも影響を与えるため、啓発事業は大変重要であります。それをご理解していただいた上で、啓発事業を行っていただければ幸いです。

#### 4. 消費者団体の育成を要望いたします。

藤枝市には消費者団体があると同様ですが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。